

令和7年度事業計画書

社会福祉法人恵の実

I. 法人事業計画

1. 基本理念

一人ひとりの意欲を大切に、たくましく、かしこく、優しく育つことを願いながら、発達に弱さを持つ子どもも含め、0歳児から学童、大人まで共に育ち合う共同の子育てを目指します。

2. 令和7年度事業方針

社会福祉法人恵の実は、令和7年度、法人設立15年目を迎えることとなります。これまで事業を継続していくことができたのも、誠実にまた献身的に働いてくださる職員及び温かく見守ってくださる地域の方々のおかげであります。法人理念の元、さらなる10年を見据えた法人の事業計画をより具体化し、計画的に実行に移していくことで、地域福祉の維持および発展に寄与していきたいと考えています。

3. 重点取り組み事項

(1) 職員の確保および人事管理

- ・ 子育てや介護をしながらでも働きやすい職場環境を整備し、『くるみん認定』の取得を目指す。
- ・ 職員の資質向上および意欲向上につながるような人事管理制度を構築する。
- ・ 長期的な人材育成計画の元、早期から採用活動を実施し、各事業における必要職員数を確保する。
- ・ 資格取得支援制度を導入し、職員の資格取得を奨励する。

(2) 防災安全管理

- ・ 防災リーダー養成講座の受講を促進する。(職員2名受講)
- ・ 大規模災害および大規模感染症発生を想定した訓練を実施する。(引き渡し訓練、避難所までの経路確認、園外活動時の訓練等)
- ・ 施設の安全対策を進める。(吊下げ電球の取り換え、防災井戸等)

(3) 施設の整備

- ・ 長期的な施設整備計画を策定する。
- ・ 各種助成金の申請を行い、施設整備に向けた資金を確保する。

(4) 地域との連携

- ・ 災害時に、地域と協力し合える相互支援体制を構築するため、地元自治会や近隣施設に働きかける。
- ・ 地域福祉の向上およびに向けた研修・講座を開催する。

(5) 法人設立15周年記念事業

- ・ パンフレット及びホームページのリニューアル

- ・ 記念講演会の開催 12月20日（土）明和政子先生

4. 評議員会、役員等の構成

評議員	理事	業務執行理事	監事
7名	2名	4名	2名

5. 評議員会・理事会開催計画

名称	開催時期	内容
評議員会	第1回（6月）	前年度事業報告、会計決算報告、その他
理事会	第1回（6月）	前年度事業報告、会計決算報告、第1次補正予算、監査報告、その他
	第2回（11月）	中期事業報告、中期会計報告、第2次補正予算、その他
	第3回（3月）	次年度事業計画、第3次補正予算、その他
執行理事会	毎月1回	意見交換、その他

6. 法人借入金償還計画（元金）

借入先	当初借入額	償還済額	当期償還予定額	備考
福祉医療機構	20,000,000円	18,730,000円	1,270,000円	保育園
豊川信用金庫	70,000,000円	55,660,989円	4,830,267円	保育園
豊川信用金庫	6,000,000円	3,522,685円	602,204円	ステップくん

※福祉医療機構については、令和8年1月をもって返済完了予定。

II. 施設事業計画

恵の実保育園

- ◇ 定員：60名
- ◇ 利用登録者数：62名
- ◇ 保育時間：
 - 平日 午前7時30分～午後6時00分（時間外保育含む）
 - 土曜日 午前7時30分～午後2時00分（時間外保育含む）

1. 重点目標

- (1) 子ども、親、職員が育ち合えるような集団作りを目指す
- (2) 各職員が保育や子どもの発達を学び、年齢に応じた保育をすすめる
- (3) 世代交代に向け、クラスを越えて保育を検討できる職員集団を目指す
- (4) 三年計画で定員60名に近づけていく（2024年～2026年）
- (5) 南海トラフ大地震に備え、大規模地震マニュアルを見直すと共に、避難訓練、災害備蓄品の確保、災害対策用品を確保、施設の安全性整備をする

2. 児童の状況

(1) 児童数

クラス名	年齢	保育士数	園児数
こるり組	0歳	1	3
すずめ組	1歳	2	7
ひばり組	2歳	2	10
つばめ組	3歳	1	9
とんび組	4歳	1	15
らいちょう組	5歳	2	18
合計		9	62

3. 職員の状況

(1) 職員構成

園長	1名	事務員	2名
主任保育士	1名	嘱託医	2名
正規保育士	9名	栄養士	<u>1名</u>
非常勤・パート保育士	9名	調理員	4名
保育補助	若干名	用務員	1名

※他事業所との兼務あり

(2) 会議

会議名	対象	回数
全体職員会議	全事業所職員（正規・契約職員）	年3回
保育園職員会議	園長、主任保育士、主担任保育士	月1回
リーダー会議	園長、主任保育士、副主任保育士、リーダー保育士	必要に応じて
給食部会	給食職員と0～5歳児の主担任保育士	期ごとに1

	※ホップ・ステップ、恵のまつ子職員と合同で開催	回
高部会	3～5 歳児クラスの保育士 ※ホップ職員と合同で開催	週 1 回
低部会	0～2 歳児クラスの保育士 ※ホップ職員と合同で開催	週 1 回
絵の検討会	園長、正規・契約保育士 ※必要に応じてホップ職員も参加	8 月、11 月、 3 月
学習会	園長、主担任保育士、副担任保育士、パート保育士	月 2 回
ミニ職員会議	園長、副担任保育士、パート保育士（保育補助者）	月 1 回

(3) 研修計画

- ・ 職員個別の研修計画を作成し、適切な研修への参加をすすめる。
- ・ 日本赤十字社の救急法、上級救命講習、防災リーダー研修の受講。
- ・ 姉妹園との訪問交流により学び合いの機会を提供する。
- ・ 外部講師からの学習の機会を確保する。(田中真介先生の発達講座 6/7、明和政子先生の講演会 12/20)

4. 施設管理

- ・ 機器、遊具の設備点検を定期的実施する（自己点検 月 1 回、業者点検 年 1 回）
- ・ 災害時の安全対策の強化（たんぼぼホール吊り下げ照明の固定、避難用はしごの設置）。
- ・ 木製遊具、ままごと小屋の解体およびままごと小屋の新設。
- ・ 未満児室の床、テラス柱・床の定期的塗装により施設の長寿命化を図る。
- ・ 土山の整備

5. 保護者に向けて

- ・ 保護者の保育への理解を目的に、以下の活動を行う
- (1) クラス会 年 2 回（保育参加と懇談会）必要に応じ、臨時で実施する。
- (2) おたよりの発行
 - 恵の実保育園だより 毎月 1 回発行
 - 各クラスだより 年 3 回発行
 - 食育だより（献立表） 毎月発行
 - 各行事のお知らせ 必要に応じて
- (3) 連絡ノートの実施
- (4) 行事の計画と実施
 - 保育報告会、運動会、リズム講座、学習会、卒園卒所式
 - 保護者の学習交流会、研修会、作業等の開催

6. 地域との連携

- (1) 市子育て支援課、子育て支援センター、児童相談所との連携（虐待防止）
- (2) 地域親子サークルへのリズム指導および育児相談の実施
- (3) リズムあそびの普及活動
- (4) ミニ保育体験の実施（6～12 月まで月 1 回開催、8 月・10 月は休み）
- (5) 中高生の職場体験及びボランティアの受け入れ

7. その他

- ・ 豊川市の民間保育園等運営費補助金の基準変更により、保育士資格のない保育補助者は運営費の対象外となったため、資格のない職員については資格取得を促していく。
- ・ 給食提供に係る協力金やバス移送費の価格を見直し、適正な施設運営を行う。
- ・ 正規職員及び契約職員の職務・職責の違いを明確にし、職員がやりがいをもって働ける職場を目指していく。
- ・ 子育てや介護中の職員が働きやすい職場環境を整える。

恵の実保育園 一時的保育事業

◇ 職員定数： 保育士 1 名

◇ 保育時間：

平 日 午前 8 時 3 0 分～午後 4 時 0 0 分

土曜日 午前 8 時 3 0 分～午前 1 2 時 0 0 分

1. 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児、または幼児について、保育所において、一時的に預かり、必要な保護をおこなう

豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが、豊かに健やかに生活し、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを目標とする

2. 保育目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の中で、大人たちに十分愛され、安心して生活できるよう努める
- ・ 健康・安全など生活に必要な基本的な習慣を養い、心身の健康の基礎を培う
- ・ 人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育み、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- ・ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心や思考力の基礎を培う
- ・ 生活の中や豊かな文化の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う

児童発達支援事業所 恵の実「ホップくん」

- ◇ 定員：10名
- ◇ 利用登録者数：12名
- ◇ 開所時間：午前8時15分～午後2時30分
- ◇ サービス提供時間：午前8時30分～午後2時30分

1. 療育目標

- ① 「たべる」「ねる」「あそぶ」「はたらく」ことを通して、子どもの内なる自然を育てる。
- ② 恵の実保育園と連携した交流保育の中で、仲間と共に様々な体験をしながら、子ども同士の関わり合い、育ち合いを大切にする。
- ③ どんなに障がいが高くとも、人間の育つ道筋は同じである。一人一人の発達に合わせて、ゆっくり丁寧に積み上げていく。
- ④ 大人が安心して子育てに向かえるよう、親同士のつながりを作り「子育て」と「親育ち」を学んでいけるようサポートする。

2. 重点目標

- ① 生活の基盤づくり
 - ・ 子どもひとりひとりの「たべる」「ねる」「身体の発達」という生活の基盤について現状を把握し、ひとりひとりの課題を明確にする。保護者と生活の基盤づくりの大切さを学び合い、保護者と共に生活の基盤をしっかりと育てていく。
- ② 療育の質の向上
 - ・ 職員間の情報共有や学習の機会を確保し、「子ども一人一人の本当の願い」を考え合い深めていく。
 - ・ 理学療法士の専門的知見をもとに、身体的な観点から子どもの発達を支援していく。
- ③ 保護者支援
 - ・ 保護者が「子どもが育つ」ということを学び、子育てに自信が持てるよう支援する。

3. 児童の処遇

(1) 発達支援

- ・ 一年に一度アセスメントを実施。アセスメントを基に、利用者及び保護者の意向を確認し、個別支援計画を作成する。本人支援においては、以下の5領域をすべて含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容については個別支援計画において5領域とのつながりを明確化した上で提供する。また、個別支援計画については保護者の同意を得る。6ヶ月に1回以上モニタリングを行い、個別支援計画の見直しを行う。

※以下の本人支援の項目に対する具体的な支援内容については別表参照。

1	健康・生活	・ 健康状態の把握と健康管理 ・ 生活のリズムや生活習慣の形成 ・ 日常生活の基本動作を身につける ※協力医療機関 ござわ小児科
2	運動・感覚	・ 身体を育てる（身体運動の向上と体力維持）

		<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ・感覚への働きかけ及び感覚統合
3	認知・行動	<ul style="list-style-type: none"> ・五感を十分に活用して認知機能の発達や概念形成を促す支援 ・遊びを通して認知機能を高めていく支援 ・創る（作る）活動を通して表現する喜びや認知機能の向上、達成感を得る ・知覚から行動への認知過程の発達 ・認知の偏りへの対応及び行動障害への予防、対応
4	言語・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの基礎的能力の向上 ・言語形成及び受容言語と表出言語の支援
5	人間関係・社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼関係の形成 ・遊びや活動を通して仲間と協力し合う力を育てる ・色々な仲間と関り合い、いろんな自分を発揮していく ・自己の理解と自己コントロールのための支援 ・体験活動の保障

(2) 移行支援

- ・ 年長児に対して、教育委員会と連携し就学先の検討を行う。また、就学先への引継ぎを行う。他事業所や保育園、幼稚園へ移行する際には、移行先に情報提供を行い、引継ぎを行う。

(3) 安全管理

- ・ 非常災害時の避難訓練を実施（年10回程度）。
- ・ 非常時に必要な備蓄品、保存食等を子どもに合わせて見直しを行う

(4) その他

- ・ 利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者一人一人に合わせた意思決定支援を行うよう努める。

4. 職員の処遇

(1) 職員構成

管理者 1名

児童発達支援管理責任者 1名

保育士 8名（うち1名は基礎研修修了者）

理学療法士 2名（うち1名は児童指導員）

事務員 1名

※管理者、保育士、児童指導員、事務員については他事業所との兼務あり

(2) 職員会議

会議名	内容	回数
ホップ職員会議	事業所の職員による会議 ・モニタリング、活動計画、子どもや保護者の情報の共有、研修報告等	月2回
合同会議	保育園職員との情報共有	週1回
ホップステップ会議	福祉事業所の代表者による会議	年2回以上

虐待防止・身体拘束適 正化委員会 感染対策委員会	委員会のメンバーによる会議	年 2 回以上
--------------------------------	---------------	---------

※他事業所職員との会議により、多面的に子どもを捉え、集团的に保育・療育を考えていく。

(3) 研修計画

- ・ 職員個別の研修計画を作成する。それに基づいて適切な研修へ参加できるよう勧奨する。研修後は書面で報告すると共に、会議にて職員間共有を行う。

(4) 虐待防止対策

- ・ 各部署より代表者（虐待防止マネージャー）が参加する虐待防止・身体拘束適正化委員会を定期的に開催する。
- ・ 4月に虐待防止に関する事業所内研修を実施。
- ・ 虐待防止に関する外部研修に現場職員1名参加し、研修内容の共有を図る。

(5) 労務管理

- ・ ICTの導入等により事務作業の効率化を図る。
- ・ 処遇改善等加算Ⅰの取得を目指し、職員の処遇改善に努める。

5. 施設管理

(1) 設備、備品関係

- ・ 遊具等の設備点検、施設内全体の安全点検を毎日行う。
- ・ 5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を推進し、施設内環境美化に努める。
- ・ 子どもの身体や発達状況に応じた机や椅子、遊具、補助具等の設備を整える。

(2) ホップ棟の安全対策及び修繕

- ・ 非常災害時の業務継続計画を基に、地震時の安全対策や必要品の備蓄を備える。修繕が必要な箇所を点検し、修繕を行っていく（扉のレール修繕、南側窓カーテン設置）。
- ・ 非常時に利用児を安全かつ迅速に避難させることができるよう避難用カートを配備する。

6. 保護者に向けて

(1) 日々の様子の共有

- ・ 送迎の際に保護者と話をする時間をつくる。保護者の状況に合わせ、直接話をするのが難しい場合は、やりとりノートを活用する。写真や映像を使い、事業所での様子を分かりやすく伝える。

(2) 母子（父子）通園の実施

- ・ 集団の中での子どもの姿を見てもらうこと、職員の関りから子育てのヒントを得ること、保護者が実際に保育を体験することで、子育てで大切なことを実感してもらう。
- ・ 短時間親子通園を実施し、保護者の状況に合わせて実施回数や時間を決める。

(3) たんぽぽカフェ（茶話会）の開催（年8～10回）

- ・ 保護者が日頃感じている疑問や、子育ての不安などを出し合い、また子どもの捉え方や発達について学ぶ場とする。ステップくんの保護者にアドバイザーとして参加をしてもらい、縦のつながりを作っていく。
- ・ 家族の情報を聞き取り、家族全体の課題を一緒に考えていく。

- (4) クラス別懇談会の開催（年2回程度）
 - ・ 保育園との交流クラスでのクラス会に参加をする。
 - ・ ホップ職員もクラス会に参加をし、必要に応じてクラス会后、その内容について個別にフォローを行う。
 - ・ 保育園の保護者との横のつながりを作る。
- (5) 個別面談（年2回以上）
 - ・ 個別支援計画を元に、モニタリングを行う。また、日常の様子を、映像等を使用して保護者に分かりやすく伝える工夫をする。
 - ・ 家庭での様子（家庭での子育ての大変さ）を聞き取り、児童をより深く理解する手掛りにするとともに、家庭での子育ての工夫を伝えていく。
 - ・ 必要に応じて家庭訪問を行い、家庭での生活の工夫と一緒に検討していく。
- (6) 行事への参加
 - ・ 保育園との合同行事に参加し、保護者同士の交流及び子育てを学ぶ機会とする。
- (7) やまぼとだよりの発行（月1回）
 - ・ 事業所外活動については、毎回活動の狙いをお便りにして配布し、保護者の同意を得る
 - ・ 保育園の発行するクラスだよりに、ホップの子ども達の様子を掲載することで、ホップくんの保護者と保育園の保護者とが情報共有できるようにする。
- (8) 子どもの最善の利益の保証
 - ・ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者及び保護者の意思を確認し、その意思をできる限り尊重するよう努める。
- (9) 苦情受付
 - ・ 苦情窓口・苦情解決責任者を設置し、苦情に対し適切に対処する。
 - ・ 年1回のアンケート、自己評価を実施し保護者の意見を業務改善につなげる。
 - ・ 自己評価結果はホームページに公表する。

7. 地域社会との連携

- (1) 児童発達支援事業所共有会議への参加
 - ・ 2ヶ月1回の会議に参加し、他の事業所と情報共有を行うとともに連携をし合い、地域の課題を共に考え合っていく。
- (2) 実習生、ボランティアの受け入れ
 - ・ 福祉系大学との関係を築き、ボランティアや実習生の受け入れを呼びかけ将来的な人材確保につなげていく。
 - ・ 昨年度に引き続き、中高生の職場体験やボランティアを受け入れ、地域の教育活動に貢献する。

8. その他

- ・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において創設された、専門的支援実施加算と専門的支援体制加算を取得するため、理学療法士による支援を実施。
- ・ 個々のニーズを踏まえた専門的支援実施計画を作成し、実施状況や生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

日中一時支援事業所ホップくん

- ◇ 定員： 10名
- ◇ 利用登録者数： 11名
- ◇ 営業時間： 午後2時30分～午後4時30分
- ◇ サービス提供時間： 午後2時30分～午後4時30分

1. 事業目的

日中において監護する者がいない等の理由により、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児等について、日中の活動の場を提供し、見守り及び恵の実保育園と連携した交流保育の中での育ち合いによる療育の実施等の便宜を供与する。

2. 児童の処遇

(1) 健康管理

病歴、障がい歴、通院状況、服薬状況、予防接種の記録、健康面で注意すること等についてアセスメントを行う。

その日の児童の健康状態を確認し、症状の急変が生じた場合その他怪我等必要な場合は、保護者と連絡を取り合い必要な処置を行う。

(2) おやつを提供

保護者の希望により、保育園で調理するおやつを提供する。(実費請求)

保育園児とおやつの時間を共にし、交流の場とする。また、おやつの準備や片付けなど、個々の課題に応じて身の回りのことが自分でできる喜びを感じていく。

(3) 保育園児との交流

恵の実保育園との交流保育を行い、本人の持てる力で活動に参加をしていく。短い時間ではあるが、保育園児と生活を共にする中で、仲間への意識を育て、コミュニケーションの取り方を学んでいく。

(4) 安全管理

- ・非常災害時の避難訓練を実施（年3回程度）

3. 職員の処遇

(1) 職員構成

管理者	1名
保育士	2名
児童指導員	1名
指導員	2名
事務員	1名 ※いずれも他事業所との兼務あり

(2) 虐待防止対策

- ・毎年4月に虐待防止に関する事業所内研修を行う。
- ・各部署より代表者が参加する虐待防止委員会を定期的に開催する。

4. 保護者に向けて

(1) 苦情受付

苦情窓口・苦情解決責任者を設置し、苦情に対し適切に対処する。

苦情に対しては迅速に対応を行い、その結果を公表する。

相談支援事業所「恵の実」

- ◇ 営業日：月曜日～木曜日（国民の祝日、年末年始を除く）
- ◇ 営業時間：午前8時45分～午後4時00分
- ◇ サービス提供時間：午前9時00分～午後3時45分

1. 事業目的

障がい児（以下「利用者」という）及びその家族の子育てに関する不安を軽減し、また利用者が適切な療育や支援を受けることで各年齢を豊かに生活することができるよう、ニーズの整理及び情報の提供、障害児支援利用計画作成、サービスの調整等の適切な相談支援を行うことを目的とする。

2. 事業の実施内容

(1) 障害児支援利用援助

- ・ 障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の作成を行う。
- ・ 豊川市福祉部障害福祉課、基幹相談支援センター、及び他の相談支援事業所と情報共有をしながら、障害児支援利用援助を必要とする新たなケースの受け入れをしていく。

(2) 継続障害児支援利用援助

- ・ 障害児支援利用計画が適切であるかどうかを定期的に検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行う。
- ・ 利用者及びその保護者、家族の状況等により、面接、居宅訪問、学校や福祉サービス事業者等との情報共有を行った上で、モニタリングを行う。
- ・ 利用者及びその保護者の状況に応じて、困難となっている状況に対して必要なサービスをつなげ、状況把握をし、事業所間の連携を図りながら、困難な状況が改善していくよう努める。

3. 職員の処遇

(1) 職員構成

管理者 1名

相談支援専門員 1名

事務員 1名 ※管理者、事務員については他事業所との兼務あり

(2) 職員会議

会議名	対象	内容	回数
相談支援会議	事業所職員	・ ケース検討 ・ 研修会や地域のニーズ等の共有	月1回
事務会議	相談支援専門員、 法人内事務職員	・ 法人内周知事項、業務改善等の検討等	月1回

※その他、相談支援専門員は、ホップ会議やステップ会議等に参加して、情報共有を行う。

(3) 研修計画

- ・ 相談支援専門員合同勉強会、事例検討研修会等、地域の相談支援専門員で行われる研修会への参加。
- ・ 自立支援協議会への参加。
- ・ 強度行動障害支援者養成研修への参加。
- ・ その他相談支援の専門性の向上を目指し、研修への参加を行う。

(4) 虐待防止対策

- ・ 4月に虐待防止に関する事業所内研修を実施。
- ・ 虐待防止に関する外部研修に参加する。
- ・ 虐待防止対策責任者の設置。

(5) 苦情受付

- ・ 苦情窓口・苦情解決責任者を設置し、苦情に対し適切に対処する。

(6) 労務管理

- ・ ICTの導入等により事務作業の効率化を図る。

(7) 非常災害対策

- ・ 法人内で実施される避難訓練に参加する。
- ・ 相談支援事業所として、自然災害が発生した場合に備えて、事業継続のための方策を検討していく。

4. その他

- ・ 豊川市内の相談支援専門員は現在も不足している現状がある。その中でも、障害児の相談支援を行う事業所が限られており、豊川市内での当事業所の役割の重要性を感じている。今後も、担当しているケースのニーズに合わせてモニタリング期間を調整するなど工夫をしながら、受け入れが必要なケースについては、できる限り受け入れをしていけるよう検討していきたい。
- ・ 問題が複雑化しているケースについては、他事業所や基幹相談支援センター等と情報共有しながら、問題改善を図っていく。
- ・ 相談支援専門員の補充対策として、新たな相談支援専門員の採用募集を引き続き行っていく。なお、求人に対して応募が集まらないため、ハローワーク以外の媒体も検討する。

放課後等デイサービス 恵の実「ステップくん」

- ◇ 定員： 20名
- ◇ 利用登録者数： 25名
- ◇ 開所時間：
 - 平日 午後1時45分～午後5時45分
 - 学校休業日 午前8時30分～午後2時30分

1. 療育目標

- ① 子どもにとっても、保護者にとっても事業所が安心できる場所であり、信頼できる場所となるよう努める。
- ② 恵の実っ子クラブと連携した交流活動の中で、子ども同士の関わり合い、育ち合いを大切にする。仲間との関わりの中で他者を知り、自分を知って、お互いを認め合いながら“仲間と関わり合う喜び”を豊かに育てていく。
- ③ 仲間と共に様々な体験をしながら、主体性と人としての心の豊かさを育てる。
- ④ どんなに障がいが高くとも、人間の育つ道筋は同じである。一人一人の発達に合わせて、ゆっくり丁寧に積み上げていく。
- ⑤ 職員と保護者が共に子どもの育ちを考え合っていけるよう、保護者の想いを共有し合う機会や保護者が学ぶ機会を設け家族支援を行う。

2. 重点目標

- ① 職員が保護者の話を“聴く”ことを大事にし、まずは保護者の想い（願い）に寄り添うことを心掛ける。子どもだけでなく、保護者自身の様子、兄弟姉妹、祖父母なども含めた家族全体の課題を一緒に考え合っていく。
- ② 子どもが育つ道筋を学び、言葉として表出されない“子どもひとりひとりの本当の願い”を考え合い深めていく。障がいのある子もない子も“共に育ち合う”ことと、ひとり一人に合わせた個別支援とを組み合わせながら、一人一人が仲間の一人として誇らしく育っていけるよう支援する。
- ③ 仲間との活動の中で、その子のもっている力に合わせて自分の意見を主張すること、仲間と一緒に物事を決めていくことを通して、自分自身に手ごたえを感じ、自己肯定感の土台を育てていく。
- ④ その年齢にふさわしい様々な体験活動を楽しみ、ひとり一人に合わせて好きな世界を広げ、生活の豊かさを作る。保護者と共に、将来への展望が持てる療育を目指す。
- ⑤ 中生活活動を充実させていく。

3. 児童の処遇

(1) 発達支援

ア. 本人支援

一年に一度アセスメントを実施。アセスメントを基に、利用者及び保護者の意向を確認し、個別支援計画を作成する。本人支援においては、以下の5領域をすべて含めた総合的な支援を提供す

ることを基本とし、支援内容については個別支援計画において5領域とのつながりを明確化した上で提供する。また、個別支援計画については保護者の同意を得る。6ヶ月に1回以上モニタリングを行い、個別支援計画の見直しを行う。

※以下の本人支援の項目に対する具体的な支援内容については別表参照。

1	健康・生活	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握と健康管理 ・生活のリズムや生活習慣の形成 ・日常生活の基本動作を身につける ※協力医療機関 ござわ小児科
2	運動・感覚	<ul style="list-style-type: none"> ・身体を育てる（身体運動の向上と体力維持） ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ・感覚への働きかけ及び感覚統合
3	認知・行動	<ul style="list-style-type: none"> ・五感を十分に活用して認知機能の発達や概念形成を促す支援 ・遊びを通して認知機能を高めていく支援 ・創る（作る）活動を通して表現する喜びや認知機能の向上、達成感を得る ・知覚から行動への認知過程の発達 ・認知の偏りへの対応及び行動障害への予防、対応
4	言語・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションの基礎的能力の向上 ・言語形成及び受容言語と表出言語の支援
5	人間関係・社会性	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼関係の形成 ・遊びや活動を通して仲間と協力し合う力を育てる ・いろいろな仲間と関わり合い、いろいろな自分を発揮していく ・自己の理解と自己コントロールのための支援 ・体験活動の保障

イ. 同年代の仲間との交流支援

同法人内にある恵の実っ子クラブの仲間との交流活動を行う。一人一人の発達段階や情緒面での配慮をしながら、またコミュニケーション等の苦手さへの手助けをしながら、人との関りや経験を広げていく支援をする。また、“障害のある子もない子も共に育ち合う”ことを目指し、いろいろな仲間と関わり合う実体験を通してお互いを知り合い、お互いのことを考えあい、学び合える集団づくりを行う。

(2) 地域支援及び学校との連携

- ・子どもの状況に応じて学校と情報連携を行い、子どもの様子を把握すると共に子どもの理解につなげ、今後の方針を学校と一緒に検討し合う。また、学校での様子を踏まえて、事業所での支援の方向性を検討していく。
- ・不登校の児童について、学校と連携を図りながら支援を行う。
- ・保育所等訪問支援や相談支援専門員とも情報連携を行う。
- ・子どもの状況に応じて医療機関等の専門機関との連携を行う。

(3) 送迎サービス

- ・保護者による送迎が難しい場合は、特別支援学校や地域の学校、自宅まで迎えに行き、事業所

への送迎を行う。また、保護者や利用者の事情によっては、事業所から自宅までの送迎を行う。

(4) 移行支援

- ・他事業所へ移行する際には、移行先に情報提供を行い、引継ぎを行う。

(5) 安全管理

- ・活動開始前の安全点検の実施
- ・災害時避難訓練及び緊急時対応訓練の実施（法人内の他事業所と連携して行う）

(6) その他

- ・利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者一人一人に合わせた意思決定支援を行うよう努める。
- ・利用者が着替えをする際には、男子と女子との部屋を分ける配慮を行う。また、介助においても、女子利用者に対する着替えや排泄介助は同性職員が介助をするよう配慮する。

4. 職員の処遇

(1) 職員構成

管理者／児童発達支援管理責任者 1名（兼務）

保育士 5名（うち1名は基礎研修修了者）

児童指導員 2名

事務員 1名

送迎職員 2名

※他事業所との兼務あり

(2) 職員会議

会議名	内容	回数
ステップ職員会議	事業所の職員（全員参加の場合と代表者のみで行う場合とがある）による会議 ・活動計画 ・子どもや保護者の様子や課題の共有 ・虐待や身体拘束等の検討 ・安全管理、災害対策、衛生管理等の検討 ・業務改善等の検討 ・研修報告、学習 ・その他	月3～4回
学童職員会議	事業所の職員全員と恵の実っ子クラブ職員との合同の会議 ・法人全体の共有事項 ・恵の実っ子との情報共有や活動計画 ・その他（学習など）	月1回
ホップステップ会議	福祉事業所の各代表者による会議	年2回以上
虐待防止・身体拘束適正化委員会 感染対策委員会	委員会のメンバーによる会議	年2回以上

(3) 研修計画

職員一人一人の資質向上計画を作成する。それに基づいて適切な研修へ参加できるよう勧奨する。研修後は、書面での報告を行うと共に、会議にて職員間での共有を行う。職員の研修履歴を作成し、職員の研修状況を把握する。

- ・ 田中真介先生を講師とした法人内研修の開催（地域の人たちと学び合う）。
- ・ 障害の重い児童の生活の自立や“生と性”についての学習会の実施。
- ・ 強度行動障害についての学習や研修への参加。
- ・ 身体障害に対する介助方法等についての研修の実施。
- ・ 中学生活動の充実や就労を見通して施設見学の実施。
- ・ 事業所内で文献や映像を使用した学習会を実施。
- ・ 児童発達支援管理責任者の養成。

（４）虐待防止対策

- ・ 虐待防止・身体拘束適正化委員会の運営。
- ・ 各部署より代表者（虐待防止マネージャー）が参加する虐待防止・身体拘束適正化委員会を定期的に開催する。
- ・ ４月に虐待防止に関する事業所内研修を実施。
- ・ 虐待防止に関する外部研修に現場職員１名参加し、研修内容の共有を図る。

（５）労務管理

- ・ ICTの導入等により事務作業の効率化を図る。
- ・ 処遇改善等加算Ⅰの取得を目指し、職員の処遇改善に努める。

5. 施設管理

（１）設備、備品関係

- ・ 遊具等の設備点検、施設内全体の安全点検…療育開始前に毎日実施。
- ・ 園庭や畑の草取り、芝生の管理。
- ・ 肢体不自由児に合わせた、生活のしやすさの工夫。
- ・ 子どもの年齢や特性に合わせた環境的配慮や生活空間の工夫、療育活動の質向上を目指した備品の充実。
- ・ 車いすの配備、防災井戸の設置。
- ・ 建物内の季節に合わせた装飾を定期的に行う。
- ・ 5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を推進し、施設内環境美化に努める。

（２）ステップ棟の安全対策

- ・ 安全計画および業務継続計画（BCP）の見直しを行う。
- ・ 非常災害時の業務継続計画を基に、地震時の安全対策や必要品の備蓄を備える。（備蓄の必要量の検討等）
- ・ 法人全体での避難訓練（年に２回以上）や引き渡し訓練（年に１回）の実施。
- ・ 事業所独自での避難訓練、緊急時対応訓練を計画的に実施（年に４回以上）。

（３）衛生管理、業務継続計画

- ・ 必要な委員会を定期的に開催し、指針や計画の見直しを行う。
- ・ 研修や訓練の企画・運営を行う。

6. 保護者に向けて

(1) 子育てをする上での課題の聞き取りと必要な助言

- ・ 家庭での様子を丁寧に聞き取り（アセスメント）、子育ての大変さを共有する。家庭での困りごとについての工夫や、子どもの家庭での課題などを保護者と一緒に考えていく。
- ・ 父親や兄弟姉妹、祖父母など、家族全体の情報を聞き取り、家族全体の課題を一緒に考えていく。

(2) 日々の事業所での様子を保護者に伝えていく

- ・ お迎えの際等に保護者と話をする時間をつくる。職員が声をかける保護者が偏らないよう配慮する。保護者の様子に合わせて、やりとりノートを活用する。事業所での様子が分かりやすいよう、様子を見て映像や写真等を使用する。

(3) 保護者の療育活動への参加

- ・ 集団の中での子どもの姿をみてもらうこと、職員の関わりを見て子育てのヒントを得ること、保護者が実際に保育を体験することで、子育てで大事なことを実感することを目的として行う。

(4) ステップくん茶話会の運営

- ・ 茶話会を年に6～8回実施。
- ・ 保護者が日頃感じている疑問や、子育ての不安などを出し合うこと、また子どもの捉え方や発達について学ぶ場とする。
- ・ 将来への展望がもてるよう、学習の機会（OBを招いての学習会）を設ける。
- ・ 保護者の多様なニーズに添えていけるよう、茶話会の実施の仕方を工夫する（対象となる保護者のグループ分け、参加しやすい日程調整、茶話会の内容の工夫、茶話会年間予定の作成など）
- ・ 保護者にホップくんの保護者へのアドバイザーとして、ホップくんの茶話会にも参加をしてもらい、縦のつながりを作っていく。
- ・ 保護者代表を選任し、茶話会の内容を一緒に検討したり、保護者交流を目的とした活動の企画を保護者と一緒に行っていく。

(5) 家族同士の交流の場の提供

- ・ 兄弟姉妹の支援も含めて、家族同士が交流し合う行事の企画や実施（夏の川遊び、夏祭り、忘年会等）。

(6) 子どもを支援する輪を広げるための橋渡し

- ・ 保護者の状況に配慮しながら、法人内の他事業所の保護者との関係性が広がり、保護者同士のつながりが広がっていくよう、橋渡しを行う。
- ・ 保護者の状況に応じて、恵の実っ子クラブの交流している学年で行われる学年会に参加をする。年に2回以上実施。必要に応じて学年会の後、学年会で話し合われた内容について個別にフォローを行う。
- ・ 子どもや保護者の状況に応じて、恵の実っ子クラブとの合同の行事に参加する。保護者の交流の場とするとともに、子育てを学ぶ場とする。

(7) 紡ぐ輪の運営補助

- ・ 子どもの将来への展望が持てるよう、障がいをもつ子どもの就労などについて学ぶ場とする。また、保護者同士が交流を深めながら、また楽しみながら、就労に向けての活動をしていく。

(8) 個別面談

- ・ 年に2回以上行う。個別支援計画をもとに、モニタリングを行う。また、日常の様子を、映像等を使用して保護者に分かりやすく伝える工夫をする。
- ・ 子育ての悩みや子どもの理解等について相談援助を行う。

(9) 子どもの最善の利益の保障

- ・ 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者及び保護者の意思を確認し、その意思をできる限り尊重するよう努める。

(10) 苦情受付

- ・ 苦情受付窓口・苦情解決責任者を設置し、苦情に対し適切に対処する。
- ・ 年1回アンケート、自己評価を実施し、保護者の意見を業務改善につなげる。
- ・ 自己評価の結果はホームページに公開する。

7. 地域社会との連携

(1) 放課後等デイサービス連絡会への参加

- ・ 豊川市の放課後等デイサービス連絡会に参加をし、他の事業所と情報共有を行うとともに連携をし合い、地域の課題を共に考え合っていく。

(2) 白川を愛する会への参加（職員と利用者・保護者）

- ・ コスモス植え、河原の草取り等の作業を通し、地域社会との繋がりを深める

(4) 紡ぐ輪主催のマルシェへの参加

- ・ 11月開催予定の紡ぐ輪マルシェに参加し、地域の方を含め、いろんな人とのつながりを作っていく。また、事業所の活動内容等を、地域の方などに伝える場とする。

(5) 実習生、ボランティアの受け入れ

- ・ 福祉系大学との関係を築き、ボランティアや実習生の受け入れを呼び掛ける。
- ・ 中高生の職場体験やボランティアを受け入れ、地域の教育活動に貢献する。

8. その他

- ・ 登録利用者数増加に伴い、利用者一人一人に合わせた療育の充実や安全確保、また事業所の特色でもある恵の実っ子クラブとのインクルーシブ保育をいかに実現させていくかなど、限られた職員数の中での工夫と連携がさらに必要になってくる。また、今後中学生の増加や、定員が満床状態になることへの対策の検討が必要である。
- ・ 利用者の年齢の上昇とともに、保護者の悩みも複雑になってきている。保護者支援や家族支援を充実させていくためにも、保護者の悩みを丁寧に聴くことと、職員が学びを深めていくことが求められている。
- ・ 法人の中期計画の通り、18歳以降の障がいを持つ方の、「共に生きる居場所づくり」に向けて、地域福祉のニーズを調査し、具体的に事業内容の検討・計画を行う。

公益事業 恵の実っ子クラブ

- ◇ 定員： 学童児 50名
- ◇ 利用者数： 学童児 36名 (恵の実っ子クラブ単独利用者のみ)
- ◇ 開所時間：
 - 平日 放課後～午後5時45分
 - 学校休業日 午前8時30分～午後4時45分

※社会福祉法人恵の実が実施する福祉事業に併せ、土曜日、日曜日に保育を行うことがあり、活動の内容及び目的により、開所時間を延長又は短縮することがある。また利用者の要望に応じ、上記時間帯前後に早番・遅番による受け入れを行う。

1. 保育目標

- ・ 主体的に生活を作り、自律へと向かえる生活力を育てる。
- ・ 自由な心とそれを支える自由な身体をつくる。
- ・ 大自然を楽しむ力を育てる。
- ・ 教える力を育てる。
- ・ 自ら学ぶ力を育てる。
- ・ 自ら危険を回避できる感覚を育てる。
- ・ 表現活動を楽しむ。
- ・ どんな状況の中でも希望を見出していける楽天性を育てる
- ・ 仲間の中で意見を出し合い、集団的に解決していける自治能力を育てる。
- ・ 様々な人との関わりを通じて、その生き方を学ぶ。

2. 児童の処遇

(1) 保育について

豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが、各年齢を豊かに生活し、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うための保育を実施する。また、0歳から大人まで共に育ち合うということを根底におき、次の諸事項を目指す。

- ① 十分に養護の行き届いた環境の中で、安心をもって保育できるよう努める。
- ② 健康・安全など生活に必要な基本的な習慣や自分でできる力を養い、心身の健康の基礎と自律心を培う。
- ③ 仲間との関わりの中で人に対する愛情と信頼感、そして多様性を理解し、人権を大切にすることを育み、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。(同学年の仲間、異学年との仲間、園児との交流、ステップくんとの交流)
- ④ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心や思考力の基礎を培う。
- ⑤ 生活の中や豊かな文化の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- ⑥ 様々な体験を通して豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う。
- ⑦ 学童の活動に、園児世帯保護者の参加を広く呼びかけ、大人も体験を通して感性を磨き、学齢期の育ちを知る機会を作る。
- ⑧ 保護者の心の安定や学びの場の提供し、子育てを支援する。

(2) 健康管理

- ・ 必要に応じ、児童の通院する医療機関と連携し、健康管理や発達に関する情報共有する。
- ・ 緊急時に備え、職員の心配蘇生、AED 訓練等を行う。

(3) 安全管理

- ・ 災害時避難訓練及び緊急時対応訓練の実施（法人内の他事業所と連携して行う）
- ・ 赤十字によるプール安全講習の受講、その他上級救命講習の受講。

3. 職員の処遇

(1) 職員構成

事業所長 1名
保育士 1名
指導員 2名
送迎 2名
事務員 1名

※いずれも他事業所との兼務あり

(2) 職員会議

会議名	対象	内容	回数
全体職員会議	法人の全職員	・ 法人全体の共有事項 ・ その他（学習、研修）	月1回
職員会議	事業所の職員	・ ステップくんとの情報共有や活動計画 ・ 子どもや保護者の様子、課題の共有等	月2回

(3) 研修計画

- ・ 職員個別の研修計画を作成し、適切な研修へ参加できるよう勧奨する。
- ・ 実践交流会や東海地区学習会など、姉妹園の学童クラブとの学び合いの機会を設ける。

(4) 虐待防止対策

- ・ 4月に虐待防止に関する事業所内研修を行う。

(5) 労務管理

- ・ ICTの導入等により事務作業の効率化を図る。
- ・ 子育て中の職員が働きやすい職場環境を整備していく。

4. 施設管理

(1) 設備関係

- ・ 芝生の管理、倉庫の管理、児童の安全確保に合わせた環境整備を行う。
- ・ 学童の拠点確保に向け、場所や資金確保等の検討を進めていく。
- ・ 5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を推進し、施設内環境美化に努める。

(2) 備品関係

- ・ 学齢に合わせて保育教材を定期的に見直し、入れ替えていく。

5. 保護者に向けて

(1) 日々の様子の共有（随時）

- ・ 送迎の際に保護者と話をする時間をつくり、日々の様子を共有する。直接話をする事が難しい場合には、メールや電話で児童の様子を伝えていく。
- ・ 低学年・中学年・高学年の単位で1ヶ月に1回、夕方に保育報告を行い、タイムリーに子どもの様子を伝える。

(2) 学年会の実施（2カ月に1回開催）

- ・ 子どもの様子の共有や書籍などから、職員と保護者の学びにつなげていく。

(3) 学童親の会への出席（年間4回程度）

(4) 個別面談の実施（随時）

- ・ 保護者の希望や児童の状況により、必要に応じて実施する。

(5) 保育との連携

- ・ 保護者が引率や体験として保育活動への参加を促すことで、保護者同士の交流を深め、学びの場としていく。
- ・ 縦割りグループを導入し、保護者の縦のつながりを深めていく。

(6) 苦情受付

- ・ 苦情受付窓口・苦情解決責任者を設置し、苦情に対し適切に対処する。

6. 地域社会との連携

(1) 地域との連携

- ・ 白川を愛する会へ職員、保護者、児童が参加し、白川周辺へのコスモス植えや河原の草取り等の作業を行う。
- ・ 定期的に水路や施設周りの環境整備活動を行う。

(2) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・ 卒所生等に声をかけ、ボランティアや実習生を積極的に受け入れていく。

(3) 姉妹園の学童クラブとの交流

- ・ 週末や祝日、長期学校休業日を活用し、訪問交流を行う。

恵の実っ子クラブ 一時預かり事業

◇ 定員： 学童児 20名、未就学児 10名

◇ 開所時間：

学童児	平日	午前8時30分～午後5時45分
	学校休業日	<u>午後2時30分</u> ～午後5時45分
未就学児	平日	午後2時30分～ <u>午後6時00分</u>

1. 事業の目的および内容

- ・ 恵の実「ホップくん」または恵の実「ステップくん」の利用児で、保護者の就業や通院、面談のため、家庭において保育を受けることが困難となる場合において、一時的に預かり、必要な保護をおこなう。
- ・ 豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが、豊かに健やかに生活し、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことを目標とする

2. 保育目標

- ① 十分に養護の行き届いた環境の中で、大人たちに十分愛され、安心して生活できるよう努める
- ② 健康・安全など生活に必要な基本的な習慣を養い、心身の健康の基礎を培う
- ③ 人との関わりの中で人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育み、自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- ④ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心や思考力の基礎を培う
- ⑤ 生活の中や豊かな文化の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養う

法人本部

1. 重点目標

- ① 現場職員が福祉事業に専念できるよう、事務の省力化・効率化を図る
- ② 利用者確保および地域への情報発信のため、広報活動の強化を図る
- ③ 各種助成金の申請を行い、財源の充実化を図る

2. 実施事項

① 法人運営

- ・ 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会を必要に応じて開催する。
- ・ 理事および評議員の任期満了に伴い、改選手続きを滞りなく行う。
- ・ 執行理事会、事務担当者会議を月 1 回開催し、法人運営と意思決定の手続きを支援する。

② 会計管理

- ・ 経理規程に基づき、税理士の指導を得て、適正な会計管理を行う。
- ・ 各事業所予算管理者と情報共有を適宜行い、メリハリのある予算管理を行う。
- ・ 公費に頼らない安定した財務基盤づくりを目指した経営戦略を立てる。
- ・ 将来の施設整備や修繕に備え、計画的な積立支出を行う。
- ・ 業務効率化による経費削減を推進する（ICT化、Google Workspaceの活用等）。

③ 労務管理

- ・ 法改正や労務環境改善のため、就業規則や諸規程の見直し・整備を行う。
- ・ シフト管理システムを導入し、シフト作成・勤怠管理の省力化を図る。
- ・ 雇用関係の助成金を活用し、労務環境改善を実施する。
- ・ 職員の衛生管理のため、衛生委員会を月 1 回開催し、衛生委員会だよりを年 3 回配信する。
- ・ 短時間勤務職員も対象としたストレスチェックを実施し、メンタルヘルスへの意識を高める。

④ 施設・環境・備品の管理と整備

- ・ 各事業所の要望・整備計画に基づき、計画的な整備を実施する。
- ・ 大規模災害に備え、災害備蓄品の充実化を図り、施設の安全対策を行う。

⑤ 各種届出・報告の実施、情報公開

- ・ 期日までに、財務状況入力システム、障害福祉サービス等情報公開システムへの報告を行う。
- ・ 各種公開情報については更新の都度、法人ホームページで公表する。

⑥ 所轄庁による監査

- ・ 監査が円滑に行われるよう、日頃より規程や帳票類を整備する。
- ・ 改善・指摘事項については、速やかに対策を検討・実施する。

⑦ 調査研究

- ・ 社会福祉法人の経営に関する研修を積極的に受講し、社会動向、法制度改革の流れを把握することで、理事会の意思決定をサポートする。

⑧ その他

- ・ 広報活動を強化し、利用者確保を目指す。（ホームページおよび法人パンフレットの刷新、SNSでの情報発信等）